

「千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正（案）」に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、自転車を利用する方に対し、自転車保険等への加入を義務化するため、「千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正（案）」を作成しました。

つきましては、この案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって手軽に利用できる乗り物である一方、運転中の事故により、誰もが加害者になる危険性を有しています。全国的にも、高額な賠償命令が出される死亡事故などが発生しており、事故の被害者救済と加害者の経済的負担が軽減されるよう、平成29年7月に「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」で自転車保険等（以下「保険」という。）への加入を努力義務としました。

本市では、保険加入をさらに促進するための取組みとして、自転車を利用する方に対し、保険への加入を義務化するため、「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」の一部改正を検討しています。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和2年8月3日（月）～9月2日（水）

(2) 公表方法

ア 千葉市ホームページに掲載

【URL】http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html

イ 市内施設での閲覧および配布

自転車政策課（千葉市役所6階）、市政情報室（千葉中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館で閲覧

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和2年8月3日（月）～9月2日（水）（必着）

(2) 意見の提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所自転車政策課

イ FAX 043-245-5591

ウ 電子メール bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

エ 持参 自転車政策課（千葉市役所6階）、各区役所の地域振興課

(3) 実施の周知

ア ちば市政だより 8月号に掲載

イ 市ホームページ 令和2年8月3日（月）に公表

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和2年9月下旬に市ホームページで公表する予定です。

※住所、氏名などの個人情報は公表しません。

5 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和3年4月1日に改正条例を施行する予定です。

6 添付資料

千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正（案）について